

# 台風等の警報発令時の博物館運営について

## < 臨時休館の基準 >

- (1) 午前7時の時点で大阪府（泉州地域）に暴風警報が発令されている場合は、「臨時休館」とします。
- (2) 正午までに発令が解除された場合は、午後1時から開館します。
- (3) 正午の時点で発令中であれば、「臨時休館」とします。
- (4) 正午以降に発令された場合は、その時点から「臨時休館」とします。